

カザフスタンにおける警察証明書（犯罪経歴証明書）の発給申請

2012年1月13日付カザフスタン共和国政府決定第45号により、カザフスタン国内における就労許可を申請する外国人（カザフスタン国籍を持たない住人）は、警察証明書（犯罪経歴証明書）を提出しなければならないこととなりました。

同証明書の申請手続きは以下のとおりです。

1 申請場所

在アスタナ日本大使館、在アルマティ出張駐在官事務所（以下「大使館等」）のいずれかで申請可能です。

（本邦住所地を管轄する警察本部での申請も可能です。詳しくは住所地を管轄する警察本部に予めお問い合わせください。ただし、下記4（3）の点にご注意ください。）

2 必要書類等

（1）事前にご用意いただく書類

ア 本人確認書類（有効なパスポート等）

イ 就労許可申請を行っていることを証明する書類及びその仮訳

（就労許可申請書原本に必要事項を記入した上で持参してください（ただし、日付の欄は記入不要）。

当館でコピーを取り、原本はその場でお返しします。）

（2）その他、警察証明書の発給申請書等は、申請時に記入していただきます。また、大使館等で申請される場合は、手数料は無料です。

なお、申請時に指紋を採取させていただくため、指が汚れます。ティッシュペーパーやペーパータオルは用意いたしますが、衣服を汚さないようご注意ください。

3 外国人配偶者の警察証明

外国人配偶者（日本国籍を持たない住人）に関し、日本滞在期間中の犯罪歴の有無に関して警察証明書を発給することは可能です。申請に際しては、配偶者の方が日本国内に滞在していたことを証明できる書類が必要となります（現在有効な旅券とともに、出入国記録が確認できる旧旅券があればその旅券もあわせてご提出願います。）。

ただし、日本国内以外の犯罪経歴証明書は、日本政府は発給できません。また、当館経由での受付もできません。各国の国内法に従って各国政府に申請してください。

4 その他

（1）警察証明書の有効期間は3ヶ月間です。

（2）申請から発給までには最大3ヶ月程度いただいております。十分余裕を持って申請されることを推奨いたします。

（3）日本政府は警察証明書発給事由を定めており、同規定に従って警察証明書の発給申請を受け付けています。現時点では、カザフスタン政府に対して提出する警察証明書の発給事由として、「永住許可申請」のみが規定されています。冒頭に記載のカザフスタン共和国政府決定公布を受け、現在、当該発給事由に「就労許可」と「招聘許可」が加えられるよう調整しております。調整期間中は、就労許可申請を理由とする本邦での警察証明書の発給に長期間を要することが見込まれます。本件調整を了するまでの期間、当館経由で申請されることを推奨いたします。

（4）日本国内の警察本部で申請する場合であっても、1ヶ月程度を要する場合がありますのでご注意ください。また、在外公館と警察本部において二重申請はできません。（了）